

住民と議会をつなぐ

議会だより

2023年
第59号



ヤガン折目：旧暦6月24日から3日間行われる島最大の祭祀

目次

■一般質問(6月)	2～ 11
■議決結果賛否一覧表	12
■議会現場視察状況	13
■発儀	14
■議会の動き	16

令和5年

発行:栗国村議会
編集:議会広報調査特別委員会
〒901-3792
沖縄県島尻郡栗国村字東483番地
電話 (098) 988-2222
FAX (098) 988-2281

※質問・答弁は要約して掲載しています。

令和5年6月定例会



小橋川 聡 議員

1. 離島食品日用品輸送費等実証事業について

Q 質問

①平成28年度から30年度の3年間、離島食品日用品輸送経費及び作業経費の支援事業を行っていたが、実証結果について伺いたい。

A 答弁 高良修一 村長

当該事業は離島における割高な生活コストの低減を図るため、村内の3事業者に対し、食品衣類等の日用品に係る輸送経費、作業経費への支援を行い、商

品の価格を本島並みに引き下げることが目的として実施いたしました。3年間の実施結果としては、商品の価格は1割程度の低減効果はありましたが、村民アンケートや村民の御意見として、価格の低減が実感できないなどの御意見が多く、3年間で終了したものです。今後、村民の皆様からの御要望があれば事業計画等の見直しを行い、計画を考えているところです。

Q 質問 小橋川聡 議員

今物価高で食品が安くなれば、皆さん助かると思います。検討をすぐしないと物価高で今何もしないというのがおかしいです。今後は一括交付金などで

できるのではないかと思います。実感がなければやらないでは駄目です。今物価高で全部上がっている。困っているのになぜやらないのですか。

A 答弁 高良修一 村長

厳しい財政の中からでも、村民のための財政です。そこで辺は財政出動を検討すべきであると、私は施政方針でも申し上げています。ですから、再検討して、そして実現に向けて、今年度できるかどうかは予算上一括交付金の予算も大方決まってきたので、今年度できるかは確約いたしかねますが、状況が許すならば次年度からでも考えたいと思っています。

2. 粟国村農畜産物集出荷貯蔵施設について

Q 質問

①農家が5月17日にコンバインで収穫の依頼をしたが、整備されておらず使用できない状態でした。また、台風も発生している中、整備不良で収穫できない状況です。また、粟国村農畜産物集出荷貯蔵施設（マージン工場）の開始については農家から毎年苦情があるにもかかわらず改善できない理由について伺いたい。

②村の機械整備不良、工場の準備不足により農家に不利益があった場合の農家への補償について伺いたい。

A 答弁 高良修一 村長

①コンバインについては昨年度も老朽化による

不具合はありましたが、稼働していただいたので今年度までは使用し、令和6年度導入に向けて予算措置をする予定でした。今年度のコンバインも不具合が早期に把握できていれば、ほかの方からも貸与も含め、対応ができたのではないかと考えています。今回、またマージン工場の開始時期については、令和3年度に設置した機械の試運転などに時間を要したことから遅いとの苦情を受けましたが、今年度については特段苦情は受けていませんので、少なからず改善は図られているのではないかと考えているところです。

②収穫したマージンを工場に受け入れた後に、保管庫でモチキビを腐らせたなど、受け入れた後にマージン工場の機械の不具合

※質問・答弁は要約して掲載しています。

等で不利益を与えた場合は補償する必要があると思います。一方で、農家がマージン工場に預けるまでは農家の責務であると考えています。マージンを預けるまではコンバインの貸出しなど、農家の方のお手伝いをするのは当然ですが、補償までの責任はないと考えています。

Q 質問

苦情は私が電話をしていますからあります。コンバインが整備不良で使えない状況です。メーカーが来て整備をして準備し、工場も殺菌とかして準備していますか。

A 答弁 高良修一 村長

一応衛生管理についての防除消毒とかというのは既に終わっているところ

です。機械についても試運転のほうも終わったところ。コンバインについては、整備不良だったというところで、後でいろいろ調整はしたんですけども、そのときは不具合でありました。ほかにコンバイン所有の、農家の方にこちらからまた御相談して、そういうときは対応しているというふうに調整したところ。マージン工場の機械についてはメーカーが来て整備しております。コンバインについては部品だけ発注して現場の人に取付けてもらったということで、メーカーの対応は今回しています。

Q 質問

メーカーの対応をしていないというのを未整備と言いませんか。毎年来て

いるメーカーが来て、ちゃんとやって準備が整ったということになると思います。もう一度村長にお伺いしますが、受け入れる前は村には全然責任がないという、この答弁です。栗国の特産品です。これは予算審議で話した場合は特産品を守ってきた、栗国村役場は種も準備しました。うという話もしたぐらいです。今になって入ってこないと村に責任がないみたいなことを言われたら、今後作る人がいますか。

A 答弁 高良修一 村長

例えばマージンを作りました。そこで台風が来ましたが、台風でマージンが駄目になっちゃいました。台風が来たから補填してくださいという話合いは今までなかったと思います。やはりマージンを作るま

ではぜひ農家の皆さん、そのお手伝いとしてコンバインは位置づけられていると思います。確かに私どものコンバインが不整備だったので御迷惑はかけていますが、ただ、お手伝いはしますが、何とぞマージンを作るまでは農家の皆さんでお願いしたい。そして、それから工場に預ける。そこからは当然こちらの責任は大きい。当然発生します。だからそのときで、冷蔵庫の不具合でマージンが駄目になったとか。それは当然私も補填しないといけない。これは重々承知しています。ただ、その以前はその線引きはきちんとしていた方がいい。今回は確かに御迷惑かけました。これは来年以降もそういうことがないように、私どものほうも、お手伝いする気持ちは十

分ありますので、そこら辺は分けてぜひ農家の皆様は御理解していただきたいと考えています。

Q 質問

栗国村の課題は農家が高齢化になって、植え付けや収穫など、渡名喜村は役場が手伝ってくれます。栗国村は今後これはやらないうと言っているのと一緒です。本当に高齢化になって、マージンは、梅雨時期で出したり入れたり大変な時期です。入ってきてから村がやる。高齢化で本当にモチキビ作る人は増えますでしょうか。本当にそれで特産品を守れますか。昔は20年くらい前だったら30トンとかあったみたいですが、去年30トンありましたか。どんどん減っています。令和3年に2・000万円も入れて

※質問・答弁は要約して掲載しています。

3. 団地牛舎の建設について

Q 質問

①補助金を利用した団地牛舎の要望を何度もしているが進捗状況を伺いたい。

A 答弁 高良修一 村長

団地牛舎の整備について、補助事業の導入を検討していますが、補助事業を活用しますと当然国の会計検査が入ります。そのため補助金申請の場合には、施設の規模、利用者見込み、適正な規模で実施をするためのいろんな調査も必要ありまして、当然それにオーケーをもらわなければ補助事業は進まないわけです。その一方で、最近畜産をやめた方の使用していない牛舎も見受けられます。この牛舎を活用

できないかと検討し始めているところなんです。そこで離農した方の今後の牛舎の活用予定や、団地牛舎の利用希望者の調査を行い、本当に補助事業が必要か、必要であればどの規模の施設を整備していくか精査してまいりたいと考えています。そのときには畜産部会の皆さん方に意見を頂戴したいと考えています。

Q 質問

粟国村でサトウキビ、基幹作物があつて、今勢いがあるのは畜産です。ほかの市町村はエントリーしています。エントリーしない理由は何ですか。

A 答弁 高良修一 村長

以前に粟国村の堆肥工場を造るときに、まず県のほうではねられたのは、粟

国村の畜産農家の数と、堆肥を利用する人たちの量と使う人たちの計算、それを積算したら堆肥工場には当たりません。同じように細かい調査が入るわけです。そこに先ほど離農した方の畜舎があるので、何名粟国村は畜産農家がおられるのか。団地を希望している人は一体何名なのか。そういった細かい調査が何度もあるため、手が回っていないというのが状況かと考えています。

A 答弁 新城光則 経済課長

エントリーしない理由というよりも、まずは既存の事業、例えば畜産クラスター事業とかですね、畜産担い手事業等、そういうものにまず既存のメニューで粟国村のニーズとマッ

チしているかということ、いろいろ調べていました。そうすると、例えば畜産担い手事業ですと、牛が、飼養頭数が1,000頭とかですね。畜産クラスター事業だったらJAとか、いろんな協議会を作っていないとか。そういう条件、あと規模とかですね、そういうのも一応それをもつて事業化に向けて検討してきました。ただ、現状では確かに議員が希望しているような団地牛舎とはちよつと合致しないというところで、さらなる検討で今、離島活性化、もしくは一括交付金事業というのも検討し始めたところです。

既存の畜産関係の補助事業というのは、1,000頭とか規模が決まっているんですけれ

※質問・答弁は要約して掲載しています。

ども、新たに企画する離島活性化事業は、なぜこの施設規模なんですか。なぜこういう事業に必要性があるかというのをしつこく問われます。後年ですね、事業施設整備した後も畜産農家の方にも迷惑かけない。また我々後輩の方にもちゃんと国に対して、どうしてこのぐらいの規模を立てたというちゃんとしたストーリーを築き上げないと、事業というのはなかなか採択した後、またさらに運営に時間がかかりますので、そういった部分で検討していたところ。今後、畜産部会の方から意見を頂戴して、この辺の計画をこれから作ってまいりたいと思います。

Q 質問

先ほど何年も前から栗国村は高齢化が進んでき

て若手もいない。30頭規模でも20頭規模でもどんな離島活性化で造っているでしょう。何で栗国村でできないのかということ。20頭規模の5舎の牛舎を造るとか。それが無理なら100頭規模を5人で見せるとか、そういう事業をやったらどうですか。先ほど離島した方の牛舎が空いていると聞いたんですけれども、何か所ぐらいいかかりますか、何頭ぐらい飼えるのか。

A 答弁 新城光則

経済課長

今、把握しているので2か所です。

《要望》一般質問をするたびに村長の施政方針に「村民の生活を豊かにするため身を粉にして業務に励みます。」と言っています

から、ぜひ皆さん、励んでください。



城間 成弘 議員

1. 村民牧場について

Q 質問

① 村民牧場は畜産振興を図る目的で平成6年度

から事業説明会を実施し、平成8年度は地権者との賃貸借契約及び説明会を3月31日に那覇市寄宮のゆうな荘で行われていました。牧場用地 1・015筆のうち、賃貸借契約書を締結したのは214筆で、賃借料の支払い筆数が97筆で平成8年度から25年間一度も支払いされていない賃借料未払い筆数が897筆あります。その後

の進捗状況について伺います。

A 答弁 高良修一 村長

で令和5年5月末時点で申し上げます。賃貸借契約を締結した筆数及び支払った筆数は383筆です。また平成8年度から令和3年度までの未払いの筆数は849筆となっています。

Q 質問

② 牧場用地の賃貸借業

国村が甲で地権者が乙で契約を締結しております。契約書は1条から12条で作成され、平成8年度の契約書第8条は借地権譲渡等の禁止が明記されています。第8条甲は乙の承諾を得ないで借地権の一部又は全部を第三者に譲渡し、又は転貸してはならない。しかし平成23年9月15

日付けの契約書第8条には、借地権の転貸の許可に変更されています。第8条乙は甲の指定する農家に甲が借地権を転貸することを許可するものとする。一度締結した契約書を変更しています。

A 答弁 高良修一 村長

変更会議自体は行っておりませんので、議事録もありません。契約書の条文の変更については、伺いを立てて決裁を得て更新をしているところです。

Q 質問

(ロ) 契約書変更を地権者何名の方に説明し変更通知をされたのか。



※質問・答弁は要約して掲載しています。

A 答弁 高良修一 村長

通常は契約時に担当者が地権者に契約内容の説明や疑義があれば回答を行い、その内容で合意すれば地権者から印鑑をいただき、契約を締結するということになります。議員から質問のありました契約書の内容変更に限定した地権者への説明や変更通知は特段行っておりません。

Q 質問

(ハ) 変更箇所について説明し変更合意書に署名押印した地権者は何名だったか伺いたい。

A 答弁 高良修一 村長

先ほどの(ロ)の質問と同様に、地権者への説明は行っておりませんので、合意書というものも存在しません。

Q 質問

牧場使用料として未払いということ、当初の事業計画では同意書取りを行い事業が執行されたと思います。事業執行した後、今度使用料は支払いしない。そして理由は相続されていないからと。理由が矛盾しております。地権者の皆さんに喜ばれるような役場であってほしいと思います。その点についてどうでしょうか。

A 答弁 高良修一 村長

平成6年から25年以上、十分な賃貸借契約が行われていない中で、そして議員がおっしゃる相続も十分されていない中でどうにかきちんとした契約という一念で担当者は今、動いているところです。

Q 質問

平成8年度当初の契約書と平成23年度の契約書の第8条の中身が変更されており、先ほどの答弁では、そういう契約の合意書とか、いろいろな規約についての議事録、まあ書面ではないということ、す。契約書の変更でしたらちゃんとした通知なり、お互いが合意しない限り契約は成り立たないです。粟国村はそれがなされていないと。本当に相手のことを考えてやるんでしたら、もっと説明をしつかりして、相手の同意を得て、合意書なり、署名、押印をしてもらえば合意書として成り立つんです。一地権者からそういう今の状況の第8条でしたら私は粟国村民牧場に土地を貸すことはできないということ、それについてどうでしょう。

うか。

A 答弁 高良修一 村長

私どもは契約者の皆さんには御理解いただいているものだと思っております。例えば第8条の規定に同意できない方は、その旨をお伝えしていれば違う形の契約書に切り替えることは可能です。今後転賃は困るという契約者の方がおられたら、これは契約書、転賃はオーケーだという契約者、転賃は困るという契約者、別段分けても構わないという考えです。

2. 粟国村へき地保育所について

Q 質問

① 保育所の入所条件第3条に保育所に入所出来る幼児は満1歳6か月から幼稚園の入園始期に達する者がありますが、子育て支援・少子化対策をふまえて、0歳児から入所できないか伺いたい。

A 答弁 高良修一 村長

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第23条、設備の基準、保育所の設備基準において乳児を受け入れる保育施設は、乳児室、ほふく室の両方を設ける必要があります。乳児室はほふく、いわゆるハイハイでございいます。ハイハイしない乳児の部屋であり、ほふく室は依然ハイハイをする(ほふくをする)乳児及び1歳児のための部屋です。乳児期は発達の種類及び生活のリズムが大きく異なるため、保育をする部屋をそれぞれ分ける必要があります。また乳児用設備として医務室やベビーベット等の設置、乳児に飲ませるミルクを調

乳するための部屋を設け、哺乳瓶等を殺菌・滅菌する装置の設置が必要となります。よって、現在の本村のへき地保育所において、このような設備が整っていないため、ゼロ歳児からの入所は困難と考えています。

Q 質問

保育所は国、県からも支出金がありました。今年度の令和5年度は132万3,000円です。平成27年度は平成30年当時と比べますと、4分の1ぐらいに減ってきております。なぜ質問したかと言いますと、要するにゼロ歳児、乳幼児から1歳6か月の間預けるところがなく、そして仕事ができない。仕事ができないということは生活ができない。そういうことがあります。

て、悪循環の状況に栗国村はなっていると思います。栗国でファミリースポーツ事業があります。ファミリースポーツ事業を活用しながらできないか、その点どうでしょうか。

A 答弁 濱川克也

民生課長

ただいまのファミリースポーツ事業は予算化は行っていますが、ファミリースポーツ事業の登録をしている方が現在不在でありまして、その辺を含めて、今後はいい方法がなかいか検討していきたいと思っています。

《要望》村民牧場について、そして栗国村へき地保育所について一般質問しましたが、村民牧場は使用料をちゃんと支払えるような方法、そして相続できる

ような方法、来年度から法律も改正されますので、相続する法律。それも指導しながら、教えながら、そして今まで25年以上使って、栗国村牧場は軌道に乗っておりますので、地権者がいたからこそ今まで至っているんですから、それを忘れずにしっかりと取り組んで未払いがないような、そして相続もできるような、行政としての立場で指導してやっていただきたいと思っています。

そしてへき地保育所については、保育所と規則なり、規定なりいろいろあると思いますけれども、ファミリースポーツ事業がうまく活用できるんです。そしてそれをやってもらえる方が栗国村に手を挙げておられる方がいるんです。ぜひそういうのも前向きな形で検討し

て、実施していただきたいと思っています。



宮里 昂 議員

1. 令和4年、5年期のサトウキビ生産量について

Q 質問

①令和4年、5年期サトウキビ生産量、計画目標及び実績について伺いたい。
②計画目標が達成されていないければ理由を伺いたい。

③来期の生産計画、目標について伺いたい。

④ため池の未整備地区への水源確保について伺いたい。

A 答弁 高良修一 村長

①②サトウキビ生産量及び実績は1,737トンで、計画目標では2,442トンです。計画目標が達成されていないければ、その理由をとのことです。令和4年、5年の生産量が1,737トンで目標は2,442トン、705トンの未達成ということになります。収穫面積につきましては36ヘクタールの目標に対して、実績は38ヘクタールでしたので、その目標は達成しています。705トンの未達成、ヘクタールは増えたにもかかわらず、達成量705トンの未達成が出たということは、10アール当たりの反収、これが低かったということにつながります。目標は6.8トンでしたが、実績は4.5トンでした。反収目標を超



※質問・答弁は要約して掲載しています。

えている生産者ももちろんおられますが、下回っている生産者もあり、その管理方法に大きな差があるのではないかと考えているところでは。

③来期の生産目標は、令和4年、5年と同様に2,442トンです。収穫面積は37ヘクタールを予定しています。ため池の未整備地区への水源確保についてですが、ため池の未整備地区について果飼地区は該当しますが、ため池を整備するために周辺用地を確保することが困難であったことから、昨年沖縄県知事が来島した際に、果飼地区に地下ダム整備を要望しました。その後、県の担当課でも調整を行ったのですが、地下ダムの整備について相当高額になることから費用対効果の面で厳しいことや、地

上の地権者からも合意を

もらう必要があることから、用地交渉も難しいというところで地下ダムについては見送ることとなりました。果飼地区をはじめ、土地改良区の水源の確保ということと今年度から一括交付金事業を活用して、散水車2台のリースを行い、干ばつ対策を行っていく予定です。

Q 質問

果飼地区ではなく、私の未整備地区ということでは金附名地区のことではない。金附名地区というのは四志のため池から大雨時期になると、あふれて和多留地の海に流れることになっていきます。そこで金附名土地改良に使う分の関連道の周辺にため池を造ることはできないのかという点ですが、その点は

いかがでしょうか。

A 答弁 新城光則 経済課長

未整備地区ということでは、果飼地区を考えていました。今回の金附名について、今回初めて指摘を受けましたので、これについて議会が終わった後も議員のほうに伺って、その実現に向けてまた検討してまいりたいと思います。

2. 海岸漂着ごみについて

Q 質問

①ウーグの海岸に打ち上げられた溶着ごみがたくさんありますが、村として清掃活動の予定はあるのか。

A 答弁 高良修一 村長

清掃活動の予定につきましては、先月課長会議の

中で話し合った中で、6月に役場職員で回収しようという計画が上がっているようです。その後は地域やPTA等の団体にも声を掛けて清掃活動を進めていこうと考えています。ぜひその際は、議員の皆様のお参加もお待ちしております。

3. ハブ対策について

Q 質問

①集落内には石垣等がたくさんありますが、石垣にハブが入らないような対策があるのか伺いたい。

A 答弁 高良修一 村長

①石垣への一番の対策は、隙間をセメントで埋め、隠れ場所へ侵入を防ぐことが有効となります。ほかには刺し網等の対策がありますが、編み目の大き

さによりハブが絡まることとがあります。県に確認したところ、住宅地での刺し網はハブが絡まっていることに気がつかず、咬まれる危険性等があるため推奨してはいけないとのことでした。近海離島にも確認しましたところ、意外とハブ対策を実施していない市町村が多く、本当では那覇市、北谷町等は条例で補修材料、セメント、砂、採石等支給助成をして実施している市町村もあります。今後、他市町村の対策を参考に検討していきたいと考えています。

Q 質問

ハブ対策についての件ですが、セメント、あと漆喰等でやろうという考えは、村にはあるのでしょうか。

A 答弁 高良修一 村長

私ども栗国村の住民は、ハブに対して随分認識が高まっておりますが、実際集落内でハブを見かけたらパニックに陥ると思います。やはり集落への侵入はきちんと防止する。そのためには草刈りも必要でしょうし、当然石垣の刺し網は推奨しないということですので、その隙間をセメント、また漆喰等で埋めるということは、これは今きつかけ作りとして、補助をしてもよろしいのではないかと考えているところではあります。

A 答弁 濱川克也**民生課長**

那覇市のほうでは条例に基づいて、補修材料の補助、現物提供、セメント、砂、石とかです。令和4年で実績は2件、令和3年で

実績は4件です。そして北

谷町は補修材料の補助、令和4年で1件、久米島は捕獲器の貸与、貸付け、伊平屋はハブの買取り、伊江島は一括交付金でのハブ対策として草刈りという内容となっております。那覇市とか北谷町とかにお伺いしたところ、ほとんど現物というか、材料の補助とかがありましたので、そこら辺を考慮して対象とするか今後検討してまいりたいと思います。

《要望》次に、サトウキビの目標達成ができなかったことについて、今回植え付け面積、あと生産量、植え付け面積は目標達成できているが、生産量で不足していることになってしまっています。やはり反収が悪いという結果になっています。来年以降もっと耕作放棄地

を解消し植え付け面積をどんどん増やすような取組をして頑張っていたらと思うています。耕作放棄地の解消に向けては経済課の担当のほうで利用権設定等も兼ねて一生懸命頑張っていたと思います。



照喜名 英雄 議員

1. 村税の課税滞納時効の中断手続について**Q 質問**

令和5年3月定例議会一般質問に対する村長回答は「不納欠損処理については地方税法により、その処理が定められていますので法に基づき適切に処理したいと思います。」令

和4年6月定例議会一般質問に対する村長回答は、「徴収対策会議要綱を設置しまして副村長を本部長として年四回会議を行い徴収対策に取り組んでいきます。」とのことでしたが、納税している方がいます。不公平がないようにしていただきたいと思います。

●以下、①から④について、各税目別に説明していただきます。

①令和5年度課税滞納繰越分●調定額を伺います。時効の中断手続の実態を伺いたい。(令和4年度も含む)

②時効の中断を行える過去の課税分は何年度までか伺いたい。

③各年度の時効の中断手続は行っているのか伺いたい。

A 答弁 高良修一 村長

①個人住民税が243万9,000円、軽自動車税が22万9,600円、固定資産税が1,347万8,000円、国保税が29万6,500円となっております。時効の中断は主に地方税法第18条の2で位置づけられており、一部納付や督促状発行、差押え予告からの差押えといったものになりますが、本村では本人の承認、つまり一部納付や誓約書という納付でございますが、そういったものが中心となっております。承認が得られないものについては差押え予告を送り、差押えといった流れになります。令和4年度分につきましては、個人住民税が50件の督促状を発行、軽自動車税が40件、固



※質問・答弁は要約して掲載しています。

定資産税が129件、国保税が29件となっております。

②平成28年度課税分までとなっております。

③各年度の時効の中断手続は行っているのか伺いたい。督促状の発送や分納誓約書を行っています。

2. 土地利用法に区域指定されたことについて

Q 質問

①土地利用規制法に基づく国境離島(領海基線周辺)注視区域と指定されたことについて、指定された背景の説明と今後の粟国村の動向を伺います。

A 答弁 高良修一 村長

土地利用規制法に国境離島(領海基線周辺)注視区域として指定されたことについて、その背景と粟国村の今後の動向という

ことです。今年5月13日の新聞紙上で大きく本村を含む県内39か所が土地利用規制法の対象区域の候補地として政府が選んだとの報道がありました。次の土地等利用状況審議会です承されれば、8月頃に官報に掲載され正式に指定されます。現在、村にはペーパーによる調査が入っている段階です。御承知のとおり、指定区域には特別注視区域と注視区域があり、本村は国境離島として注視区域となっております。指定は地政学的な見地からと思いますが、政府が一方的に指定したものであり、事前の打診があったものではございません。現在日本国は戦争ができる国になりつつあるので、個人的に非常に危惧しているところです。軍艦の足音が聞こえてくるよ

うな昨今、国の動向こそ、私たちが注視すべきだと考えています。

3. 消費税未納に係る村費持ち出しや国庫金等返還に係る村費持ち出しに係る損害賠償を求めることについて

Q 質問

①令和2年8月に村長に就任して以来、村費をもって対処した事案を事案別に消費税未納問題ほか国庫金返還などを時系列に説明を求める。年月、村費支出額、支払相手

②令和3年度沖縄県内の町村議会において返還同額の損害賠償請求などを提訴する議会も出ていますが、村長自ら前村長への請求はしないのか伺いたい。

③行わない場合はその理由を伺いたい。

④令和4年9月の消費

税報道記事に開会中の村議会で「心よりおわび申し上げる」と謝罪した。訴訟への対応については、「顧問弁護士と相談する」と述べた。とありますが、その後、どのようなったか伺いたい。

A 答弁 高良修一 村長

①消費税未納に係る村費持ち出しの件でございしますが、時系列に申し上げますと、航路事業特別会計において、平成27年度から令和元年度までの消費税の未払いが令和2年度において判明しました。令和3年6月定例会に5年分の消費税分税、延滞税、加算税、370万円を計上し、同年6月、本税分3,132万2,700円、同8月、延滞税226万5,900円、同9月、加算税

156万4,500円、計3,515万3,100円を村費で国税庁へ納付しております。

村民牧場の特別会計においての消費税が未納であることが令和3年度において、平成22年から令和2年度分の未納分が判明しました。そのうち平成28年度から令和2年度分については納付義務が生じるとの国税庁の判断で、本税485万900円、延滞税が26万3,100円、加算税が24万1,000円、計535万5,000円を村費で国税庁へ納付しております。

3例目といたしまして、民生課子供のための教育・保育事業において、平成27年度から平成30年度分の補助金の返還が生じることが令和2年度において確定、国庫金

※質問・答弁は要約して掲載しています。

1：416万600円、
県費687万9,404
円、計2：104万4円を
令和3年度において国、県
へそれぞれ返還したとこ
ろでございます。

②前村長への請求は全く
考えておりません。

③理由について述べます。
地方自治法では、賠償責任
については職員の賠償責
任をうたった地方自治法
第243条の2の2があ
るのみです。昭和61年2
月27日、最高裁の判決で
は、同条に規定する職員に
は当該地方公共団体の長
は含まれず、長の損害賠
償責任は民法の規定によ
るとあります。結果、民
法415条債務不履行に
よる損害賠償、または民法
709条不法行為による
損害賠償ということにな
り、いずれも故意、または
過失が要件であり、前村長

に故意、または重大な過失
があったとは到底思えな
いからであります。

④令和4年3月定例会で
山城雅雄議員の一般質問
で回答したとおりでござ
います。令和3年10月5
日に弁護士に相談しまし
たが、住民訴訟があるまで
静観しなさいとのお話で
ございました。その後、住
民訴訟がありませんので、
特に対応はしておりませ
ん。

《要望》質問事項1の村税
の滞納につきましては、納
付されている納税者、また
滞納されている納税者の
税の基本的な考え、公平と
いう部分からぜひとも執
行部には努力されてです
ね、公平なるものを実現
していただきたいと思い
ます。これにつきまして
は、この議会におかれても

以前からこういう話はさ
れてきていますので、なぜ
これを質問したかという
と、いわゆる決算上の部分
での不納欠損という話で
は本来あるんですけれど
も、不納欠損という言葉が
先走りして皆さんがやる
べき仕事をやらずに過ご
しているように、多くの納
税者は受け取っています。
ですからその言葉の裏返
しとして、だったら私も納
税しないと、払わないとい
うふうな言葉も出てきて
いますので、ぜひともその
辺も皆さんの汗をかいて
いただいて、公平なるもの
にしていきたいという
ふう存じます。

土地利用法につきまし
ては、村長の述べたこと
です。このことについて
の質問はいたしません。

3番目の消費税につ
きましては、就任以来、こ

いう問題が、ややこしい問
題を抱えながらの3年余
り来ていますが、これで決
着つけて、こういう忌まわ
しい話も終わりにする
という意味合いも兼ねてあ
えて質問しています。で
すから、今後このようなこ
とがないように、消費税の滞
納とかそういったものが
ないように十分御配慮さ
れて、仕事に励んでいた
だきたいと思います。

議会だより 58号4ページで掲載しました内容に誤りがありました。正しくは以下のとおりです。

お詫びして訂正いたします。

修正動議の賛否

議案名等	議員名簿	出席者	賛成	反対	議決 結果	小橋川 聡	照喜名 英雄	赤嶺 典知子	城野 成弘	宮里 昂	上江洲 智章	与那城 義幸 議長
令和4年度栗国村一般会計補正予算案(第4号)に対する修正案		7	3	4	否決	×	○	×	○	○	×	×

*可否同数の為、議長裁決となり、議長は反対し修正案は否決されました。



令和5年 第2回 栗国村議会 定例会 議決結果賛否一覧表(6月)

会期：令和5年6月6日～7日

議案	件名 *議案の概要	結果日付	結果	小嶋川 聡	熊喜名 英雄	赤藤 真知子	城間 成弘	宮里昂	上江洲 智章	与那城 義幸
1 議案第27号	栗国村子ども医療費助成条例の一部を改正する条例について *18歳到達年度末まで子ども医療費女性の対象とする。 令和5年4月1日より適用	6月6日	可決	○	○	○	○	○	○	
2 議案第28号	栗国村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について *職員との均衡を図るため	6月6日	可決	○	○	○	○	○	○	
3 議案第29号	栗国村職員の降給に関する条例の制定について *地方公務員の定年が段階的に引き上げられることに伴い、管理監督職務上限年齢制が導入され60歳となった管理監督職でない他の職へ降任させることにより降給が生じるため条例を制定する。	6月6日	可決	○	○	○	○	○	○	
4 議案第30号	沖縄県消防通信指令施設運営協議会規約の変更について *沖縄市が加わることで規約を変更することについて	6月6日	可決	○	○	○	○	○	○	
5 議案第31号	栗国村一般会計補正予算(第1号)について *歳入歳出に88,543千円を追加し、総額を2,498,580千円とする。	6月7日	可決	○	○	○	退	○	○	
6 議案第32号	令和5年度栗国村航路事業特別会計補正予算(第2号)について *歳入歳出に11,254千円を増額し、総額を397,759千円とする。	6月7日	可決	○	○	○	○	○	○	
7 議案第33号	令和5年度栗国村農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)について *歳入歳出に11,910千円を増額し、総額63,025千円とする。	6月7日	認定	○	○	○	○	○	○	
8 報告第1号	令和4年度栗国村一般会計予算書繰越明許費の報告について *6事業令和5年度へ770,652千円を繰越	6月7日	報告	○	○	○	○	○	○	
9 報告第2号	公共工事に関する行政報告について	6月7日	報告	○	○	○	○	○	○	
10 承認第1号	栗国村税条例(令和3年栗国村条例第3号)の一部を改正する条例の専決処分について *地方税法の改正に伴う改正	6月7日	承認	○	○	○	○	○	○	
11 承認第2号	令和5年度航路事業特別会計補正予算(第1号)の専決処分について *歳入歳出の総額増減なし386,505千円 職員の増加のため	6月7日	承認	○	○	○	○	○	○	
12 同意第4号	教育委員の任命による同意について *糸洲喜文氏を任命することについて	6月7日	同意	退	○	○	○	○	○	
13 発議第5号	栗国村議会議員の請負の状況の公表に関する条例の制定について *地方自治法の一部改正に伴い、栗国村議会と栗国村との間に請負の状況を公表することにより請負状況の透明性を確保するため	6月7日	可決	○	○	○	○	○	○	

議長

令和5年 第3回 栗国村議会 臨時会 議決結果賛否一覧表(7月)

会期：令和5年7月21日

議案	件名 *議案の概要	結果日付	結果	小嶋川 聡	熊喜名 英雄	赤藤 真知子	城間 成弘	宮里昂	上江洲 智章	与那城 義幸
1 議案第34号	工事請負契約の締結について *令和5年度栗国村配水管布設工事 110,418千円 株式会社 丸内	7月21日	可決	○	○	○	○	○	○	
2 発議第6号	栗国・那覇間航空路線に係る赤字補填負担割合の見直しを求める意見書について	7月21日	可決	○	○	○	○	○	○	
3 発議第7号	栗国・那覇間航空路線に係る赤字補填負担割合の見直しを求める要望決議について	7月21日	可決	○	○	○	○	○	○	

議長

議案賛成者は「○」、反対者は「×」とします。退席者は「退」、欠席者は「欠」、除斥者は「除」、無記名投票は「投」とします。

*議長は採決に加わりません。(可否同数の場合を除く)

議会現場視察状況

議会運営委員会で、予算審議等に関連する施設等について視察場所を決定し、定例会開会直後に視察を行っています。

6月定例会では、寄草地区第3号貯水池、北漁港周辺護岸の漂着ゴミ、旧製糖工場に集積されたごみについて現場視察し、担当課長より説明がありました。寄草地区第3号貯水池については、貯水量が少なくなる原因の調査を要望しました。漂着ゴミについては、ビーチクリーナを購入予定。単費での島外搬出処理費用を抑えるためにも、島で処理する又は再利用できる仕組みができないかまた、国や県へ費用の補助等の要望を行う必要があるのではなどの意見がでました。



寄草地区第3号貯水池



旧製糖工場に集積されたごみ



寄草地区第3号貯水池



北漁港周辺漂着ゴミ

7月5日全員協議会

令和5年6月8日ニューフェリーあぐにのエンジン停止について、7月5日村長、船舶課長、船長、機関長より現場にて説明を受けました。

また、粟国村が沖縄県へ第一航空赤字補填分の割合を低くすることを要望することについて、高良修一村長、総務課長から説明があり、村が要望書を提出することから、本村議会も、沖縄県知事へ意見書、沖縄県議会議長へ決議文を臨時議会にて議員発議として議案提出することが決定しました。

(7月21日第3回粟国村議会臨時会にて議員発議により原案は可決されました)



沖縄県知事、沖縄県議会議長へ意見書・決議書を提出しました。

本村議会では、令和5年第3回粟国村臨時議会において、議員発議により「粟国・那覇間航空路線に係る赤字補填負担割合の見直しを求める意見書」「粟国・那覇間航空路線に係る赤字補填負担割合の見直しを求める要望決議書」を全会一致で可決し、8月17日、粟国村議会議長、副議長は、粟国村長、副村長とともに沖縄県庁、沖縄県議会を訪問し、沖縄県知事への意見書を、金城敦沖縄県企画部長へ、赤嶺昇沖縄県議会議長へ決議書を提出しました。

「粟国・那覇間航空路線に係る赤字補填負担割合の見直しを求める要望決議」を可決しました。

さて、粟国・那覇路線については昭和53年の粟国空港開港以来、南西航空のDHC-300（19名乗り）が就航し、その後琉球エア・コミュニティー株式会社に引き継がれましたが、パイロットの定年問題、使用する機材の老朽化等が原因で平成21年度に実質上同社は撤退しました。翌平成22年度より新規参入の第一航空株式会社により、アイランダー（9名乗り）が不定期運航していましたが機材の老朽化のため、平成27年から国・県のご支援により新たに購入したDHC6-400型機（19名乗り）が就航しました。しかし、同年8月の粟国空港において発生した事故により運休となり、その後、県並び関係機関のご尽力により令和3年7月から運航を再開し、今日に至っております。

粟国村ではこれまで、沖縄県新規航空路線検討協議会において、県並び関係町村及び第一航空株式会社と継続した運航を図るため連携して取り組み、また、一括交付金を活用し、住民の運賃補助等や搭乗率向上に向け支援を行っています。

しかしながら、令和4年度における第一航空株式会社の路線に係る赤字額が約1億3千万円見込まれ、不定期運航のため国の支援が得られず、県と本村が1対1の割合で令和5年度予算により赤字補填をする事となり、本村の脆弱な財政基盤では折半分6,500万円は多大な負担であります。本年度は、一括交付金の充当が認められていますが、5年見直しを含め一括交付金の今後が不透明である事を踏まえると財政への不安が払しょくされることはありません。

交流人口が増え、それに伴い搭乗者も増え赤字額が減少すれば負担減になるのは自明の理ではありますが、村として交流人口増に向けた抜本的な対策を打ち出せてないのが現状であり、次年度以降も同様の赤字が続けば、財政基盤の弱い本村にとっては、死活問題であります。

今後も、粟国村議会として引き続き魅力ある島づくりを図り、交流人口の増に向けて関係機関と連携し運航維持に最大限の取組を図っていく所存です。

よって、本村議会としましては、県も財政上厳しいことは存じますが、離島振興を高々と謳った新・沖縄21世紀ビジョン基本計画の精神に基づき、次年度以降の赤字負担割合の見直しを再度御検討いただき、最低でも定期路線における負担割合（県2：村1）を実現していただきますよう要望致します。

（一部抜粋）



沖縄県知事への意見書を 金城敦 沖縄県企画部長へ提出



赤嶺昇 沖縄県議会議長へ決議書を提出



県産品優先使用の要請書の手交

7月24日に、沖縄県工業連合会を代表して、瑞穂酒造株式会社玉那朝美佐子社長より粟国村議会議長へ県産品優先使用の要請がありました。

県産品の愛用は、雇用を拡大し豊かな沖縄県を作ることに繋がります。是非、県産品の優先利用、愛用をお願いします。



正副議長・正副委員長研修会に参加して

8月16日、ちやたんらいセンターにて沖縄県町村議会議長会が主催した研修会へ、正副議長、議会運営正副委員長が参加しました。内容は、沖縄県知事公室防災危機管理課長より「国民保護について」、全国町村議会議長会議事調査部長より「町村議会を取り巻く現状と課題について」説明がありました。

現在の世界情勢においても、武力攻撃やテロがあった際の住民の避難については市町村が避難実施要領を定めなければならず、策定率は全国では95%、沖縄県内では51%にとどまっています。粟国村でも国民保護計画についても再度確認をし、必要な訓練を行うなど住民周知、関係機関との連携等確認を早急にしていく必要があると考えます。

町村議会を取り巻く現状と課題では、これまで法の改正などにより改善が行われ請負禁止の緩和や立候補環境の整備が行われてきました。さらに今後の課題として多様な人材が参画し住民に開かれた地方議会の実現として、令和5年5月8日に施行された地方自治法第89条第3項が設けられ、地方議会議員の職務が明記されました。全国町村議会議長会では、議員報酬の適正化に向けた議論や多様な人材が議会に参画しやすい環境づくりに向け取り組みが進んでいます。今後も研修会や勉強会などに出席し、環境整備に取り組みたいです。

副議長 小橋川 聡

地方自治法第89条

- ①普通地方公共団体に、その議事機関として、当該普通地方公共団体の住民が選挙した議員をもつて組織される議会を置く。
- ②普通地方公共団体の議会は、この法律の定めるところにより当該普通地方公共団体の重要な意思決定に関する事件を議決し、並びにこの法律に定める検査及び調査その他の権限を行使する。
- ③前項に規定する議会の権限の適切な行使に資するため、普通地方公共団体の議会の議員は、住民の負託を受け、誠実にその職務を行わなければならない。